

ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」再支給のご案内

あなたは基本給付（再支給分）の対象者です！

1. 支給対象者

- 令和2年12月11日時点で、既にひとり親世帯臨時特別給付金の「基本給付」の支給を受けている方

2. 支給額

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

3. 給付金の支給手続き

- 基本給付（再支給分）は申請不要で受け取れます。
- 前回の基本給付の支給を行った自治体から、可能な限り年内に支給されます。

【ご注意ください】

- 前回の基本給付の支給を受けるに当たって指定していた口座を解約している場合は、振込指定口座の変更を前回の基本給付の支給を受けた自治体に申し出てください。
- 再支給分の基本給付の支給を希望されない方は、その旨を、前回の基本給付の支給を受けた自治体に申し出てください。

* 給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

0120-400-903

（受付時間：平日9:00～18:00）



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

* 受給拒否の申し出の期限等、詳細は青森県庁ホームページを御参照ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/hitorioyakyufukin.html>

青森県 ひとり親臨時 で検索